

公益財団法人全日本柔道連盟

2025 年度事業計画

I. 事業の概要

本連盟は、定款第3条で「わが国における柔道競技界を統轄し代表する団体として、嘉納治五郎師範によって創設された柔道（以下、単に「柔道」という。）の普及および振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。」と定め、定款第4条ではこの目的を達成するために実施する事業を定めているが、そのグランドデザインとなる長期育成指針を策定した。

また、昨年は指導者養成指針を策定し、長期育成指針を浸透するうえで重要な役割を担う指導者の目指すべき姿を明確化し、本連盟が目指す指導者養成の方向性を示した。本年度は、長期育成指針を全国に浸透させるための様々な施策を加盟団体や関係団体等と連携・協力しながら実行していく。

(1) 柔道に関する競技者および指導者の育成事業

①競技者の育成事業

選手強化事業においては、今年の最大目標を6月にハンガリーで開催される世界柔道選手権大会とし、金メダル6個以上獲得を目標として強化事業に取り組み、代表選手が万全の態勢で臨める体制を整える。ジュニア・カデ世代の強化・育成に関しては、2028年ロサンゼルス、2032年ブリスベンのオリンピック競技大会を見据え、各国際大会の代表選手選考や国内外での強化合宿を行い、選手層の強化を図っていく。

また、少年や幼児期の世代に関しては、各都道府県柔道連盟（協会）や関係団体・機関と連携して各種普及・育成事業に取り組んでいき競技者人口の拡大を目指す。その中から、タレント発掘から強化選手へつながる一貫指導体制を強化していく。

②指導者の育成事業

指導者資格の取得及び更新にかかる各種講習会を充実させ、指導者資格の取得促進に努めるとともに、指導者の更なる資質向上に努めていく。また、各都道府県において指導者を養成できる人材を育成するための講習会も実施する。

指導者養成指針に基づいて指導者資格制度の見直しを図り、新カリキュラムを設計するとともに、指導者が自ら学び続ける意欲を喚起することができる指導者養成システムの構築を目指す。

(2) 柔道に関する競技会および講習会の開催事業

①競技会の開催事業

世界トップレベルの国際大会であるグランドスラム東京を始め、日本代表選手選考を兼ねた大会から、少年の普及振興を目的とした大会まで各年代、競技者のレベルに応じた19の全国大会を主催または主管し、競技人口の拡大、強化・育成および国民の柔道への理解を深めていく。

②講習会の開催事業

先に述べた指導者養成にかかる講習会の他、審判員養成にかかる講習会を開催し、審判員資格の取得促進に努めるとともに、オリンピック競技大会や世界選手権大会で活躍できる国際審判員の養成に努めていく。

また、本連盟役職員や加盟団体役職者等を対象としたコンプライアンス研修、更に強化選手や強化

スタッフを対象としたアンチ・ドーピング研修等を実施してコンプライアンスの強化を図り、柔道界一丸となってフェアプレーの実践に努めていく。

(3) 柔道用具の公認及び認定事業

本連盟では、試合における公正性と安全を確保することを目的として柔道畳の公認制度および柔道衣の認証制度を設け、主催大会においては公認畳を使用し、試合者は認証柔道衣を着用することとしている。

各製造業者から申請された柔道畳および柔道衣について本連盟が定めた規格・基準を満たしているかを外部機関において検査して、柔道畳の公認および柔道衣の認証を行っていく。

(4) 柔道に関する国際交流及び国際貢献事業

①国際交流事業

本連盟として選手団を派遣しない国際大会には、参加を希望する団体を募って国際交流の一環として国際大会への参加を斡旋する。また、海外各国の柔道連盟から日本への選手派遣の要望があれば練習場所の調整を行う。

派遣や受け入れを通して、国際柔道連盟（IJF）、アジア柔道連盟（JUA）、東アジア柔道連盟（EAJF）及び海外各国の柔道連盟との連携を深め、良好な関係を構築しながら情報収集や意見交換を行っていく。

②国際貢献事業

アジア各国を中心に大学生を派遣する学生ボランティア海外派遣事業、途上国へのリサイクル柔道衣及び畳の供与事業を行い、世界各国における柔道の普及、発展に努めていく。

(5) その他本連盟の目的を達成するための事業

①JUDO for ALL への取り組み

長期育成指針を浸透させるにあたり、年代、性別、障がいの有無等の関わらず、全ての人々が柔道に携わることができる環境を整備する。柔道人口の拡大に向けた普及促進の2つの方向性として、間口の拡張と奥行きの伸張を目指す。間口の拡張としては、柔道未経験者から、中間層、シニア層まで全ての年代層を対象とし、奥行きの伸張としては各年代層に、柔道に触れる切っ掛けとなる入口、日々の活動となる日常化、目標となるイベントを開発、提供することで柔道の普及促進事業を展開していく。

②SDGsへの取り組み

2015年に国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）の活動と17項目それぞれの達成に向け、国連においてもスポーツが課題に取り組む潜在的能力を備えた重要かつ強力なツールとして、その役割を果たすことを期待している。

本連盟としては、「柔道における女性の活躍推進プラン」に基づくジェンダー平等の実現、障がいを持つ方々への柔道を通じた社会復帰支援、国際交流や国際貢献による途上国におけるスポーツの振興と開発等、SDGsの実現に向けた活動に取り組んでいき、その先には、柔道に携わる全ての人々が、心身の健康と幸福を維持し、社会の一員として活躍することができるサステナブル・ウェルビーイング・ゴールズ（SWGs）を目指す。

Ⅱ．専門委員会等の事業計画

1．総務委員会

(1) 会議等の開催

全体会議 オンライン3回、対面（ハイブリット）1回 （5月、9月、11月、2月）

(2) 企画関連

理事会審議事項のうち、組織運営全体に関わる下記の事項について事前審議したうえで、常務理事会、理事会に付議する。

- ・事業計画及び事業報告の概要、収支予算及び決算
- ・規程類の制定及び改廃（ただし、他の委員会が所管する規程類を除く）
- ・スポーツ団体ガバナンスコードへの対応に関する事項
- ・その他、総務委員会での審議を必要と認める事項

(3) 登録関連

①登録制度の見直し

現行の登録制度を点検し、登録しやすい制度を構築して広く周知することで、登録会員の増加を図るとともに、本連盟、各都道府県連盟（協会）や各地区における登録事務の負担軽減を促進する。
必要に応じて登録規程の改正を理事会へ提案する。

②登録サポート体制の強化

登録会員及び都道府県柔道連盟（協会）からの Judo-Member 操作方法や登録に関する問合せに対し、円滑に利用できるようサポートを行う。また、会員からのフィードバックを収集し、必要に応じてシステムの改修やサポート体制の強化を行う。

(4) 財務関連

①事務局が作成した2025年度収支予算及び2024年度決算の適正性を確認し、理事会へ提案する

②適正な予算執行がなされているか状況確認を行い、理事会等で報告することで経費削減を意識させる。

③令和7年度から施行される新公益法人制度の理解を深め、新会計基準への対応を進める。

2. 大会事業委員会

(1) 会議等の開催

- ①全体会議 オンライン5回(5月、7月、9月、12月、2月)
- ②委員長・副委員長会議 オンライン3回(4月、9月、1月)

(2) 国際大会の運営

日本国内で下記2大会を行うことにより、国際柔道連盟等の規則に則った競技運営に精通した人材を育成する。

- ①グランドスラム東京(12/6～7)
- ②東京デフリンピック柔道競技(11/16～18)

(3) 国内主催大会の運営

「全柔連大会運営規程」に則った運営及び指導を行い大会を成功させると共に、国内における大会の大会運営基準を統一化する

- ① 全日本選抜柔道体重別選手権大会(4/5～6)
- ② 皇后盃全日本女子柔道選手権大会(4/20)
- ③ 全日本柔道選手権大会(4/29)
- ④ 全国少年柔道大会(5/4～5)
- ⑤ 全日本柔道形競技大会(5/31)
- ⑥ 日本ベテランズ国際柔道大会(6/14～15)
- ⑦ 全日本少年少女武道(柔道)錬成大会(8/3)
- ⑧ 全国高等学校定時制通信制柔道大会(8/3)
- ⑨ 全国高等学校柔道大会(8/13～17)
- ⑩ 全国中学校柔道大会(8/19～22)
- ⑪ 全日本小学生育成プロジェクト(8/24)
- ⑫ 全日本ジュニア柔道体重別選手権大会(9/13～14)
- ⑬ マルちゃん杯全日本少年柔道大会(9/21)
- ⑭ 国民スポーツ大会柔道競技(10/5～7)
- ⑮ 講道館杯全日本柔道体重別選手権大会(11/1～2)
- ⑯ 文武両道杯全国高校柔道大会(12/13)
- ⑰ 全日本シニア柔道体重別選手権大会(2/21～22)
- ⑱ 柔道マガジン杯全国中学生柔道大会(3/21～22)
- ⑲ 全国高等学校柔道選手権大会(3/27～28)

3. 広報マーケティング委員会

(1) 会議等の開催

- ①全体会議 オンライン（対面）2回（6月、1月）
- ②広報部会 オンライン（対面）4回（4月、7月、10月、1月）
- ③メディア勉強会・懇談会 対面1回（5月）
- ④メディア向け柔道教室 対面1回（3月）
- ⑤オフィシャルカメラマン委託 （6大会、各主催イベント）

(2) マーケティング

補助金・助成金の減額、既存スポンサーの協賛金減少、テレビ放送の減少、特別賛助会員の剥落等の減収を補填すべく、大会のチケットや公式グッズ販売なども含め、新たな収入源を探索し、財務安定化に資する。

(3) データ蓄積・開示

- ①連盟運営の基盤となるデータベースを拡充する。
- ②情報発信の一環として情報を開示する。
- ③大会運営の省力化にも資するアプリケーションを開発する。

(4) 「まいんど」発行等

「まいんど」電子媒体での発信を進め、過去記事の利活用を可能にし、速報性と情報蓄積を兼ね備えた媒体となることを志向する。

(5) 情報発信

下記の区分を対象に柔道に関する情報を発信し、SNS分析ソフトや来場者アンケート等をもとに様々な施策を行い、柔道界の基盤を拡充するとともにマーケティングへ好影響を与える。

- ①競技者、指導者等の積極的に活動している層に必要または有益な情報を届ける。
- ②かつて積極的に活動していたが、現在は活動していない層に興味を引く情報を届け、柔道への関心を維持させる。
- ③活動したことはないが、柔道を愛好している層に興味を引く情報を届け、柔道の関心を維持させる。
- ④柔道に無関心であった層に柔道への関心を喚起させる。

4. 教育普及・MIND委員会

(1) 会議等の開催

- ①全体会議 オンライン 4回(5月、9月、12月、2月)
- ②教育普及部会 対面1回、オンライン4回(4月、7月、9月、11月、1月)
- ③柔道MINDプロジェクト部会 対面1回、オンライン4回(4月、7月、9月、11月、1月)
- ④形部会 オンライン(対面)3回(6月、9月、翌2月)
- ⑤形小部会 対面3回(事業に合わせて)
- ⑥視覚障がい者・ろう者柔道連携部会 オンライン4回(5月、7月、10月、12月)
- ⑦知的障がい者柔道振興部会 オンライン7回(ワーキング・グループを含む)

(2) 視察

教育普及・MIND委員会に係る事業、大会、合宿を視察し、教育普及・MINDにおける問題点、課題を見出し、本委員会(各部会)の各事業に反映させる。また、本委員会・部会で作成・監修した柔道指導用教育教材や指導方法について他の委員会の事業で紹介して戴くなどの積極的な施策展開を図る。

(3) 教育普及部会

①柔道教室への講師派遣

各都道府県が実施する柔道教室へ講師を派遣し、柔道の正しい普及のための指導のあり方を現地指導者と共に考え、知識、技術の共有化を図るとともに、基本から応用まで参加者の技能レベルに応じた技術講習を行う。

②派遣講師研修会

上記の柔道教室や日本武道館等の講習会に派遣する講師候補者を対象に、各講師の経験、抱える問題点、効果的な指導方法などについて、意見交換を行い、知識と意識を共有、柔道の基本、正しい指導・普及の共通理解を得て相互のレベルアップを図ることを目的とする。

③イベント事業

国民スポーツ大会におけるイベント事業において選手と来場者との交流の場を設け、世界選手権大会等で活躍する選手を身近に感じてもらい、柔道に親しみを持ってもらう。併せて参加者アンケート等に教育的なエッセンスを取り入れる。

④柔道教育現場・海外の実態調査

海外の柔道教育普及における各国の問題点、普及施策、教育ツール、イベント等の情報を調査し各国の教育普及部門と連携を図ることにより、柔道普及に対する問題点、教育普及施策の情報交換を行い、我が国の教育普及に生かす。

(4) 柔道MINDプロジェクト部会

①柔道MIND「講話イラスト」の普及

本部会で作成した講話イラストを基に、説明文および動画を公式 YouTube チャンネルやウェブサイトに掲載し、MIND活動の趣旨に沿った内容を普及・展開していく。

②MIND賞

MIND賞は、各都道府県からの推薦を通して柔道MINDプロジェクトの趣旨に則った選考基準・選考方法によって選考する。

MIND賞の選考、表彰を通して、各都道府県連盟(協会)において柔道MINDの啓発を促す。また、大会視察を行い、各都道府県での選考などの情報共有を行うとともに、大会期間中でのMIND賞の表彰実施を検討する。

(5) 形部会

①世界形選手権大会派遣

ボスニアヘルツェゴビナ・サラエボで予定されている世界形選手権大会へ選手団(監督、代表組 3 組)を派遣する。大会前には代表組に対して、出場する形種目の担当部会員を派遣して、個別分散合宿を行う。

②形合宿 (1 回)

全日本形競技大会で選出された強化 A・B・指定組を対象に形合宿を実施する。

強化 A 組の交通費・宿泊費等は本連盟が負担する。なお、形の普及のため、指導者・選手・審査員の自費参加も認める。

③形審査員試験及び研修会 (試験/研修会年 1 回およびオンライン研修会)

ア. 試験

全日本形競技大会で実施する 7 種目の形(投・固・極・柔・護・五・古式)で実施する。試験は、筆記と実技で行い、形審査員資格を取得することで、各地域や所属において形普及に貢献することが期待される。

イ. 研修会

形審査員資格保有者対象の研修会で、資格取得後必ず 4 年以内に 1 度本研修会もしくはオンライン研修会を受講することとしている。

本研修会には、審査員試験受験希望者の参加も認める。

④中学生・高校生のための新規大会の検討

2026 年度からの実施を目指す中学生と高校生を対象とした新規形大会について検討する。

大会は、映像を用いた審査も含めて検討する。

(6) 視覚障がい者・ろう者柔道連携部会

①視覚障がい者柔道普及・啓発活動一層の促進

視覚障がい者柔道の普及・啓発にむけて以下の取り組みを実施する。

- ・柔道を通じて東京オリパラのレガシーである「共生社会実現」実施
- ・視覚障がい者柔道の理解を図り、競技人口の増加に繋ぐ
- ・視覚障がい者柔道を理解した指導者の育成
- ・他団体等との情報交換を通して、新たな有力選手発掘を図る
- ・眼科医のアドバイスを受けた安全な普及振興策考案実施
- ・全国盲学校体育連盟を通じた盲学校学内事業との接点強化

②国内強化選手に対する体制・組織強化支援

今年 5 月にカザフスタンで開催される世界視覚障害者柔道大会や 10 月にウズベキスタンで開催されるアジアユースパラゲームに向け、国内大会や合宿等を通じた国内強化選手の底上げを行う。

③国際視覚障がい者スポーツ連盟 (IBSA) 主催の国際大会派遣への支援

IBSA が主催する国際大会へ日本代表選手団を派遣するうえで経済的な支援を行い、強化と普及を図る。

- ・世界視覚障害者柔道大会、アジアユースパラゲームに加え、ランキングポイント対象大会(ワールドカップ・グランプリ)への派遣支援(ジョージア、ブラジルへ派遣予定)
- ・国際大会派遣機会を増やし、IBSA 世界ランキングにおいて上位に入る選手を育成する。
- ・国際大会派遣にあたり、メダル獲得の成果を出せるように、必要な支援をする。
- ・各国際大会を通して得た情報を集約し、2026 年アジアパラ競技大会、2028 年ロス大会に向けた

課題を明確にして、中期選手強化計画に繋ぐ。

- ・ I B S A との連携を深め、最新の情報を共有また意見交換を行う。

④ろう者柔道への支援

一般社団法人日本ろう者柔道協会の体制・組織強化への支援、及び第 25 回夏期デフリンピック競技大会に向けた支援を行い。

- ・ 代表選手選考に関する支援
- ・ 選手の強化、発掘へのアドバイス
- ・ 国際大会、国際合宿等への選手・役員派遣への支援

(7) 知的障がい者 (I D) 柔道振興部会

①第 6 回全日本 I D 柔道大会の開催

- ・ I D 柔道大会を開催することで、日頃の練習成果を発揮する場を提供する。
- ・ 大会前日にクラス分けを行うことにより、I D 柔道の選手層等を把握する。
- ・ 大会と合わせて合同練習会を開催し、選手間の親交を深める。
- ・ 大会の広報を広く行うことで、I D 柔道振興に寄与する。
- ・ 大会は I D 柔道試合審判特別規程で実施し、関係者への同規程への理解と協力を促す。
- ・ 大会後には、大会結果をもとに強化選手の選考を行う。

② I D 柔道強化合宿

ア. 2025 年 5 月 2 泊 3 日

海外 (オーストラリア等) チームの来日に合わせ、海外チームと合同で練習を行う。その際には、海外指導者とのルールや指導方法について、議論や意見交換も行う。選手にとっては、海外選手との練習で競技力の向上のみならず、国際交流行う貴重な機会となる。

また、合宿においてインテグリティやアンチ・ドーピングに関する研修も実施する。

イ. 2026 年 2 月 2 泊 3 日

第 6 回全日本 I D 柔道大会の成績で選考された新しい強化選手を対象に、競技力向上を目的とした強化合宿を実施する。

※この 2 つの合宿は、日本パラリンピック委員会 (J P C) の競技力向上事業助成にて実施

③普及および啓発活動

一般の指導者に対して、I D 柔道試合審判特別規程及び安全な指導法を広めるために、I D 柔道安全指導講習会を開催し、指導者間における I D 柔道の認識を深める機会とする。

また、I D 柔道紹介・体験会を年 4 回開催し、新たな競技人口の増加を試みる。

- ・ I D 柔道安全指導講習会 (年 2 回開催予定)
- ・ I D 柔道紹介事業 (年 4 回開催予定)

④Nihon Dutch Open Senshukun I D 国際大会への派遣

オランダ柔道連盟主催による国際大会 (4 月開催予定) に選手 4 名 (男子 3 名 女子 1 名)、強化スタッフ 2 名 (男 1 名 女 1 名) を派遣し、メダル獲得を目指すと共に、選手に対して国際交流の機会を与える。

また、国際的な I D 柔道審判規定に関する意見交換等を行い、日本国内における I D 柔道のプレゼンスを高める。

※この派遣事業は、J P C の競技力向上事業助成にて実施

⑤国内、海外団体との連携や関連事業

- ・ 日本パラスポーツ協会、J P C 及び全日本知的障がい者スポーツ協会に継続加盟する。

- ・日本パラスポーツ協会が求める強化選手へのメディカルチェック等について対応する。
- ・国際知的障がい者スポーツ連盟主催大会に参加するための登録手続き行う。

5. 審判委員会

(1) 会議等の開催

- ①全体会議 オンライン 3回(5月、9月、2月)
- ②選考審査部会 オンライン 3回(5月、7月、2月)
- ③委員長・副委員長会議 対面 4回(4月、9月、12月、2月)
- ④全国審判長会議 オンライン 1回(時期未定)

(2) Aライセンス審判員試験

都道府県内の優秀な技術を持った審判員の拡充を図るため、全国各地で開催される大会のうち5地区に試験官を派遣し、試験を実施する。講習会及び学科試験はオンラインで行い、実技試験を全日本ジュニア地区予選大会で行う。

(3) 審判員研修会・講習会

- ①Aライセンス審判員だけでなくB・Cライセンスも含めた審判員の技能向上のため、基本的な罰則の解説等の映像資料の充実を図る。また、Sライセンスをはじめとする上級審判員に対し、対面もしくはオンライン上で強化研修会を行い、技能向上はもちろんのこと、見解の統一を図っていく。
- ②都道府県へ希望調査を行い、要望があり開催県が講師派遣に関わる費用を負担する場合、全柔連から講師を派遣する。

(4) 国際審判員養成

国際柔道連盟(IJF)審判員試験のコンチネンタル、インターナショナルライセンス試験への受験者を戦略的に派遣し、国際審判員層の質的向上を図る。

アジア柔道連盟(JUA)主催大会への審判員派遣を通じて、IJF主催大会、オリンピック、世界選手権大会への日本人審判員の指名を獲得するため、国内の国際ライセンス所持審判員のJUA審判ランキング向上に注力する。

(5) 審判員審査

下記大会へ審判審査員を派遣し、審判技量の審査を実施。審判技術の高い審判員をSライセンス審判員として認定し、2年に1度審査結果をもとに入れ替えを行う。

- ・全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ・皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ・全日本柔道選手権大会
- ・全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ・国民スポーツ大会柔道競技
- ・講道館杯全日本柔道体重別選手権大会
- ・地区S候補審判員審査大会

(6) 審判委員派遣

下記大会へ審判委員を派遣し、ケアシステムを使用することにより審判の正確性、公正性を確保する。

- ・全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ・皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ・全日本柔道選手権大会
- ・全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ・国民スポーツ大会柔道競技
- ・講道館杯全日本柔道体重別選手権大会

- ・ 全日本シニア柔道体重別選手権大会

6. 強化委員会

(1) 会議等の開催

- ①全体会議 7回（オンライン：5回4月、6月、9月、11月、3月／対面：2回4月、12月）
- ②強化執行部ミーティング 6回（オンライン）

(2) 大会視察および会議の開催

- ・強化委員会で選手選考案を審議するため、強化委員、コーチによる本連盟主催の主要大会視察を実施する。
- ・会議においては主に各種国際大会や強化選手の選考、大会成績に基づく検証等を行う。
- ・強化コーチの資質向上および情報共有を目的とした強化コーチ研修会を実施し、コンプライアンスの再確認をはじめ、普段の業務内容や関係性など本来の目的を見直すと共に実態把握をする。また、日本オリンピック委員会（JOC）ナショナルコーチアカデミーやIJFコーチアカデミーを受講させ、コーチとしての資質向上に努める。
- ・強化選手の所属指導者を集め、強化連携フォーラムを実施し、強化委員会の方針や各種大会、合宿などの情報共有をすることで、連携を密にし、強化体制を強固なものにしていく。

(3) 国内大会視察、コーチ会議

- ・全国レベルの国内大会に強化コーチを派遣、視察し、その後の強化委員会で強化選手や大会派遣選手選考をする際の資料をまとめる。
- ・強化委員会に提案するコーチ案をまとめるため、コーチ会議を実施する。また、次年度予算や事業計画の素案もコーチ会議で協議する。

(4) 国際総合競技大会（JOC派遣大会）への派遣

JOCが派遣するFISUワールドユニバーシティゲームズ（2025／ラインルール）に選手団を推薦し、派遣する。2028ロサンゼルスオリンピックを見据え、現役大学生を中心に有望選手を選考し、推薦する。

(5) 科学研究事業

強化委員会、男女監督等からの要請に応じて、科学的見地から強化活動に資する以下のサポートを行う。また、長期育成指針に基づき、長期的な柔道界の競技力向上に資する研究、情報提供を行う。

①体力測定

強化選手、全国中学校柔道大会出場者、全国少年競技者育成事業に参加する小学生の体力測定を実施し、選手、サポートスタッフ、所属などへフィードバックする。強化選手に対しては、これらの結果を基にし、サポートスタッフやコーチから指導を行う。小中学生データについては柔道の理想的なアスリートパスウェイ構築のための基礎資料として蓄積する。

②映像情報分析活動（JOC選手強化NF事業）

日本スポーツ振興センター（JSC）のハイパフォーマンスサポート事業と連携し、各種大会の試合を撮影、その映像で強豪選手の特徴、審判員の傾向などの分析・検討を行い、選手、コーチに情報提供し、具体的な強化策策定をサポートする。また、スタッフが帯同できない国際大会においては、IJFが配信している大会映像を活用し、遠隔で分析、情報提供することも試みていく。

③研究成果報告書の作成

「柔道科学研究」「全中体力測定報告書」をオンライン発刊し、強化委員会科学研究部としての活動報告とするだけでなく、情報を広く社会に発信する。また海外からのアクセスを想定して英文化に努める。

④柔道競技パフォーマンス向上プロジェクト

競技力向上を目指す大学柔道選手等を対象に、様々な稽古中の心拍数を経時的に追跡し、柔道競技の運動強度を定量化する。また、心拍数や心拍変動データの連続モニタリング情報を基に、メンタルコンディションに応じたパフォーマンス向上に資する心理的介入方法に関する知見を収集する。さらに、強化現場で経験し、対策が求められている「運動誘発性筋痙攣」について引き続き広く文献渉猟し、監督、コーチへのフィードバックを行って実戦実装可能な方法の確立を目指す。

⑤国内ポイントシステム等の情報データベースの改善、管理、運用

国内ポイントシステムを運用し、世界選手権代表選考のみならず、各種国際大会等の選考の資料として監督・コーチ等にフィードバックしていく。算出プロセスを自動化して運用精度を高め、各種大会後にはポイント加算等の更新作業を迅速に行う。

⑥メダルポテンシャル要因の抽出に関する研究

柔道選手の将来予測は少なくとも高校以降でなければ難しいとの指摘があり、将来性を加味したジュニア選手の発掘や選考が実施されていない。この課題を解決するため、オリンピックメダリスト等の国際レベルにあるトップアスリートの「幼少期の運動、スポーツ活動状況」「専門的な競技開始年齢」「指導者との出会いや競技環境」「体力、技術、競技パフォーマンス（記録）の変遷」「ピークパフォーマンス到達年齢およびハイパフォーマンスの維持年齢」「養育者のスポーツ観」などの量的、質的な説明変数を抽出し、選手発掘に資する根拠の蓄積を継続する。

(6) 国際大会派遣、国際大会視察（JOC選手強化NF事業）

- ・6月に開催される世界選手権大会において、金メダル6個以上を目標として取り組む。
- ・4月アジア選手権大会、6月世界選手権大会、さらにグランドスラムなどの国際大会へ派遣することで世界の強豪選手の動向や状況把握をしていく。また、ランキング上位に入ることによってシード権獲得を目指す。
- ・ジュニア（10月）、カデ（8月）の世界選手権大会に2028年ロサンゼルスオリンピックを見据えた選手を派遣して若手の育成を進めるとともに、同年代の世界の動向も把握していく。世界ジュニア選手権大会においては金メダル8個以上を目標として取り組む。
- ・主要国際大会に強化スタッフを派遣し、外国人選手をはじめとする各国の情報収集をし、選手、コーチに情報提供していく。

(7) 海外合宿（JOC選手強化NF事業）

- ・ジュニア、カデ選手においては、大会に伴って行われる合宿に参加し、大会出場で見明らかになった課題や反省点を改善させる場とする。
- ・日韓交流事業としてジュニア選手を韓国に派遣し、競技力向上を図ると共に文化交流を実施する。
- ・シニアにおいては欧州で実施される国際合宿に外国人選手と実際に組むことはもちろん、各国強豪選手の動向をリサーチすることも目的として選手団を派遣する。
- ・選手の課題等に応じて個別に海外へ派遣し、外国人対策等、本来の競技力向上はもちろんのこと、生活面やトラブルなどを自力で解決する能力も身につけさせる。

(8) 国内強化合宿（JOC選手強化NF事業）

- ・5月は、世界選手権大会、FISU ワールドユニバーシティゲームズ代表を中心とした合宿を実施し、選手強化および大会前の調整を行っていく。
- ・12月は、グランドスラム東京に向けた合宿および大会後の国際合宿に参加するための強化選手を招集する。
- ・11月の講道館杯全日本体重別選手権大会後、強化選手が入れ替わった後の合宿では、コンプライアンス、アンチ・ドーピング、インテグリティ等の講習を実施し、選手には承諾書を提出させるな

ど、教育的合宿も行っていく。

- ・ジュニア、カデにおいては8月、10月に開催される各世界選手権大会に向けた合宿の他、2028 ロサンゼルス、2032 ブリスベンオリンピックを視野に入れた強化方針のもと、ジュニア合宿を実施する。
- ・ジュニアの各合宿では技術面だけでなく、栄養、トレーニング、水分補給等、柔道に関する知識習得のための講習の他、人間教育を目的とした講習も実施していく。
- ・長期的に活躍できる選手を育成すべく、全国少年競技者育成事業によって全国10地区より推薦された小学生を集めた合宿を実施する。ここでは強化だけでなく、各種講習を取り入れた教育を行い、競技力だけでなく人間力も備えた選手の育成を図っていく。
- ・各合宿での食事は栄養管理をしたメニューを提供すべく、事前のメニュー調整を行うとともにシニアを中心に管理栄養士が帯同し、体重管理等の指導を行う。

(9) 全国少年競技者育成事業（J S Cスポーツ振興くじ助成事業）

- ・将来有望な選手の発掘および育成を目的とし、一貫指導システムとして強化選手制度につなげるべく、全国10地区において小中学生を対象に合宿を実施する。
- ・少年競技者育成プログラムに基づいた全国10地区での合宿を実施し、競技力向上だけでなく、教育的な内容により小学生のうちから人間力や協調性などを身につけさせ、将来的に全柔連強化選手として指名される選手として育成していく。2025年度の参加人数は選手延866名（小学生620/中学生246）、指導者269名を予定。

7. 国際委員会

(1) 全体会議 オンライン3回(7月、9月、2月)

(2) 国際大会派遣事業

① I J F との関係においては、細川伸二特別顧問や井上康生特別顧問等を世界選手権大会等の I J F 主要大会に派遣し、ビゼール会長をはじめ各理事と意見交換等を行うことで関係性をより強化していく。2025 年 2 月から試合審判規程の新ルールが施行されるが、6 月に開催される世界選手権大会後に見直しが行われることになっており、新ルールに関する情報収集を行いながら、日本としての意見を発信していく。

② J U A との関係においては、J U A 公式大会に大迫明伸 J U A ヘッド審判理事を審判責任者として派遣する。大会には各国の会長や役員も多く参加することから、情報収集や意見交換等を行うにも良い機会となっている。また、アジア柔道連盟加盟各国/地域において新ルールの内容に関する講習会や審判試験等を行い、アジアにおける審判レベルの向上に寄与する。

③ 国際委員会委員長を世界選手権大会に派遣し、国際情勢の把握、及び海外チームや在外委員との意見交換等を実施するとともに、今年度、日本で 2 回開催予定の国際合宿の周知を図る。

(派遣予定)

I J F : 世界選手権大会、IJF ワールドツアー、ルール会議等 6 回(1~3 名)

J U A : アジア選手権大会、アジアカップ等 J U A 公式大会等 12 回(1 名~2 名)

(3) 受入交流

① 国際合宿

海外から日本への練習要望は高く、2025 年度は例年東京で行っている 12 月の国際合宿に加えて、別の国際合宿開催について検討を行う。日本で国際合宿を開催することで、日本選手にも海外選手と練習をする機会を提供することができる。

② I J F アカデミー

I J F が開催している I J F アカデミーを講道館で開催する。今年は 2028 年ロサンゼルスオリンピックに向けて全日本強化コーチも一部変更になり、日本からの受講者が多いことから例年の 9 月開催に加えて 5 月にも開催する。日本で I J F アカデミーを開催することで、I J F との連携を深めるとともに日本人が受講しやすい環境を設ける。

③ 海外チーム受け入れ

ウクライナ支援を引き続き行い、招聘事業を 2 回実施する。一つは、交流事業も取り入れたカデ世代を含む招聘事業であり、もう一つは 12 月の国際合宿に合わせて実施することで、より強化面を重視した招聘事業とする。

(4) 国際育成事業

学生ボランティア海外派遣事業として、学生をアジア中心に派遣し、柔道の指導や交流を通じて、学生と受入国双方にとって有意義な事業とする。

(5) 国際貢献事業(リサイクル畳・柔道衣等の器材支援)

柔道衣、柔道畳が不足している国からの要請に応じて、リサイクル柔道衣、リサイクル柔道畳の支援を行う。

8. 医科学委員会

(1) 会議等の開催

- ①全体会議 オンライン2回(5月、12月)
- ②委員長・副委員長会議 オンライン2回(11月、1月)
- ③アンチ・ドーピング部会 オンライン2回(必要時)
- ④委員会メール審議(適宜)

(2) 柔道医科学研究事業と各種啓発活動

- ①柔道を行う全ての人が、より安全に取り組めるよう、また、パフォーマンスを十分発揮できるよう研究を遂行する。
- ②研究結果を柔道に携わる人々に還元し、柔道界のみならず社会に貢献し、国際医学雑誌へも積極的に投稿する。
- ③柔道による外傷、障害、女性アスリートの健康課題やアンチ・ドーピングなどの実態調査研究を活かした啓発活動を行う。
- ④競技ルールに関し、安全面からの検証ならびに医科学的な見地からみた意見を提言する。
- ⑤全柔連として取り組む、または医科学委員会独自の転倒予防に関する事業への参画・遂行する。
- ⑥中央・地方で開催される安全講習指導(重大事故総合対策委員会との連携)へ寄与する。

(3) 柔道医科学研究会の開催

- ①柔道医科学研究事業の発表の場を設定し、全ての参加者に柔道に関するスポーツ医学の研究成果の発表と意見交換の場を提供する。
- ②医科学委員会委員や特別委員だけでなく、柔道に関心のある全ての人を参加対象とする。
- ③研究会を通し、競技者の外傷予防や治療、パフォーマンス向上のほか、重大事故の予防に寄与する。

(4) 柔道大会における救護体制の充実

- ①救護を担当する医師、柔道整復師、アスレチックトレーナー、教員等を対象とした講習会開催による、全国の柔道試合救護の資質向上を図り、柔道競技者の安全を担保する。
- ②審判ルールの変更に対応する救護方法の決定と啓発活動を行う。
- ③国際大会や全柔連が主催する主な国内大会で救護体制を整備するほか、ID柔道の選手サポートや大会救護へ寄与する。
- ④救護マニュアルやコンテンツを作成する。
- ⑤委員、特別委員、さらに全国に配置した協力委員による地方開催大会での救護の質の向上を図る。

(5) アンチ・ドーピング活動として、以下の取り組みを実施する。

- ①日本アンチ・ドーピング規程の周知・浸透によりクリーンな競技者の育成
- ②日本アンチ・ドーピング機構(JADA)と連携して、各種の強化合宿・大会・オンライン講習会等でアンチ・ドーピングに関する啓発活動
- ③帯同ドクターによる強化選手の観察、支援
- ④主要大会における一般競技者に対するアンチ・ドーピングアウトリーチ活動

(6) 強化選手の医学的支援や怪我の予防、コンディショニングへの寄与として、以下の取り組みを実施する。

- ①強化選手の希望や意見を聴取
- ②強化委員会との情報交換を行い、選手の健康管理と外傷や感染症予防の資料を作成
- ③強化選手・コーチへの適切な医学的アドバイス

- ④アンチ・ドーピング部会と協力し、海外遠征前に出場選手に対する使用薬・サプリメントの有無と内容を確認するアンケートを実施
 - ⑤脳振盪ベースライン検査を継続的に実施し、実際に発生した脳振盪疑い事例に対処
- (7) 女性アスリートの健康課題に対する教育・啓発活動として、以下の取り組みを実施する。
- ①女性柔道競技者が抱える医学的な悩みに女子柔道振興委員会など他の委員会と連携し対応
 - ②医学的な知識を判りやすく解説するコンテンツ（公式ウェブサイトの記事、動画）の作成
 - ③本連盟の公式SNSを使った啓発活動
 - ④相談窓口の開設

9. アスリート委員会

(1) 会議等の開催

- ①全体会議 オンライン（対面）3回（5月、10月、1月）
- ②委員長・副委員長会議 オンライン2回（4月、9月）
- ③ワーキング・グループ オンライン（対面）必要に応じて実施（3回実施想定）

(2) I J Fアスリート委員会選挙活動

2025年6月ブダペスト世界選手権大会において実施予定のI J Fアスリート委員会選挙において、候補者を擁立し、ポストを獲得することを目的とする。

ポスト獲得のための選挙戦略を立案し、前回のI J Fアスリート委員会選挙時に有用であったチラシ・ポスターの制作および公式SNSでのキャンペーンを活用しながら国外に向けた発信を展開する。また、ポストを獲得できた際には、選手とI J Fをつなぐ機関として意見交換を行うほか、選手の教育、選手生活終了後のキャリア育成、女子柔道の普及活動など積極的に活動できる体制を整えるとともに、本連盟アスリート委員会の活動との連携を見据える。

次回以降の選挙のための振り返りおよび報告書の作成を行う。

(3) 現役アスリート、元アスリート、JOC、JADA意見・情報等集約事業

現役アスリート、元アスリート、JOC、JADA、他競技選手、アスリート委員会委員等によるディスカッションの場の設置、及びアンケートを実施し、当委員会の所管事項である、①アンチ・ドーピングに関する教育・啓発、②現役引退後の選手の生活設計、③社会におけるロールモデルとしての選手の役割、④JOCアスリート委員会との連携、⑤その他、選手に直接関係する事項を意見集約の上、各委員会へ意見の提言、実行に繋げると共に、アスリートの情報窓口としての機能を目的とする。

意見・情報等の集約に際する外部関係者との会議開催は対面を想定しているが、リモートでの開催も検討する。また、所管事項に関する事業を実施した際には事後報告書を作成すると共に事業の対象者に対してアンケート、ヒアリングを実施し、意見・感想の集約を行う。個々の事業におけるPDCAサイクルの徹底を行う。

(4) 柔道普及事業（講習会・イベント等への講師派遣）

各種講習会・イベント等への講師派遣により、現役アスリート、元アスリートの活躍機会の創出、柔道競技への新規ファン層の獲得、既存ファン層の拡大を図り、柔道競技の普及・発展に繋げることを目的とする。（2024年度実績：オンライン柔道教室、ロゴスランドカップ等）あわせて、アスリート委員会の活動について広く周知し、次世代の委員/協力者の育成や獲得のための公式SNS運用にも取り組む。各イベントの実施に際しては、事後報告書を作成すると共に事業の対象者に対してアンケート、ヒアリングを実施し、意見・感想の集約を行う。

(5) 柔道普及事業（チャリティ活動・イベントの企画実施）

プレゼント企画の実施、全柔連主催大会におけるイベント企画の実施、柔道普及に関するチャリティ活動、柔道普及に関するアスリート視点での情報発信

ブダペスト世界選手権大会やグランドスラム東京の告知を目的としたプレゼント企画の実施（2024年度実績：パリオリンピック代表のプロフィールカード制作）や、本連盟主催大会におけるイベント企画（2024年度実績：GS東京におけるAJJF AWARDSやサイン会等）の実施を通して、選手・選手所属企業/団体・選手関係者（家族・友人を含む）・協賛社・メディア・柔道ファンを繋ぐ機会を設けることを目的とする。また、社会貢献活動やチャリティ活動（2024年度予定：能登半島地震復興イベント）にも積極的に参画するとともに、柔道普及に関するアスリート視点での

情報発信を行う。各イベントの実施に際しては、事後報告書を作成すると共に事業の対象者に対してアンケート、ヒアリングを実施し、意見・感想の集約を行う。

10. コンプライアンス委員会

(1) 会議等の開催

- ①全体会議 対面（オンライン併用）3回（5月、11月、2月）
- ②アンケートワーキング・グループ オンライン2回（6月、8月）
- ③映像ワーキング・グループ オンライン2回（10月、12月）
- ④委員長・副委員長会議 対面1回（1月）

(2) アンケート調査と分析

選手、指導者に対してアンケート調査を実施し、これまでコンプライアンス意識の向上に努めてきた諸施策の成果、現状を検証する。

具体的には2023年度の中学生、高校生に続いて、本年度は別の年代を対象にした大会において暴力、ハラスメント等の実態を調査する。

(3) コンプライアンス研修の実施と教材の整理・作成

都道府県柔道連盟（協会）が開催する各種研修会等にコンプライアンス委員がニーズに応じて講師を務め、コンプライアンス意識の向上を図る。それに合わせて引き続き、現在利用可能な研修用教材を整理し、追加すべきものがあれば優先度の高いものから追加を図る。

なお、研修会が地方で開催される場合の旅費については、原則として都道府県柔道連盟（協会）の負担とする。

(4) コンプライアンス事案調査の実施

コンプライアンス事案発生時に事実調査を行い、事案を適切に把握する。

違反行為が認められたものは調査報告書に記載して会長に提出し、倫理・懲戒規程に基づく処分を行うかについて懲戒委員会の審議に付される。

11. 重大事故総合対策委員会

(1) 会議の開催

- ①全体会議 オンライン4回(9月、11月、12月、3月)
- ②部会 オンライン(未定)
 - ・全国安全指導員連絡会部会
 - ・都道府県柔連安全講習会の実施報告の集約部会
 - ・事故防止・安全指導資料等の作成部会
 - ・出前講習部会(医科学、コンプライアンス、指導者養成委員会等と合同)

(2) 年度初めの事故防止・安全指導の広報活動

- ①小・中・高校生の事故防止・安全指導の広報活動
小学生には各種柔道教室、中学生には中体連、高体連の総会、安全講習会の活用、その他、都道府県柔連の総会、安全講習会、安全指導員を活用して行う。
- ②年度初めの事故防止強化期間の啓発活動
年度初めに事故防止の啓発活動を行う。4～5月は小学生、中学校1年生・高校1年生の初心者事故の撲滅、6～7月は熱中症の防止、合宿・遠征等での事故防止を行う。その他、事故防止啓発文と事故速報の全国一斉送信
- ③長期育成指針に基づく安全指導、事故防止の啓発活動
長期育成指針に基づく安全指導映像資料を活用した啓発活動、安全講習会のプログラムの必須項目に位置付けて安全指導の標準化を推進する。

(3) 事故防止・安全指導の出前講習会(5か所程度)

- 都道府県柔道連盟(協会)、日本中学校体育連盟(中体連)、全国高等学校体育連盟(高体連)等で実施される安全講習会等に、事前の希望調査により、地区の要望する内容によって、医科学、コンプライアンス、指導者養成委員会等からも講師を選任して合同で出前講習会を実施する。
- ・都道府県柔連の出前講習会は年間3回程度とする。
 - ・中体連、高体連の出前講習会は年間各1回合計2回程度とする。
 - ・数年間で全国の都道府県を網羅できるように計画的に実施する。
 - ・当面オンラインでの講習会開催を検討する。

(4) 第8回全国安全指導員連絡会の開催

- 毎年定例で全国安全指導員連絡会を開催することで事故防止、安全指導の知識や指導の在り方のアップデートを図り、地域格差を是正する。
- 都道府県柔連の安全指導員に事故防止、安全指導にかかわる以下の内容を周知する。
- ・事故原因や事故につながる危険な場面の共通認識を図る。
 - ・事故防止、安全指導の効果的な事例を紹介する。
 - ・全国柔道事故被害者の会代表の声を直接聞く機会をつくることで、重大事故防止の意識を高める。
 - ・各都道府県の安全講習会の実施報告書の提出状況や実施内容を公表することで、安全講習の地域格差を是正し、安全指導の質の向上と標準化を促す。
 - ・安全指導員の相互の情報交換と全柔連への要望を把握する。

(5) 都道府県柔連の安全講習会の実施報告の内容分析及び報告書の作成

- 毎年、都道府県柔連に提出を求めている安全講習会の実施報告の内容を分析して報告書としてまとめる。

各都道府県柔連の安全指導講習会の開催回数や講習内容の実態を把握することで、事故防止、安全指導に対する地域格差を是正し、全国の事故防止、安全指導の質の向上と標準化を促す。

(6) 事故防止・安全指導の資料集の作成

危険な場面の動画資料をねらい別にシリーズ化する。試合の絞め技で落ちた場面や少年大会などで適切な審判が行われていない（無理な巻き込み、膝つき背負い投げ、極端な体格差の試合等）場面を映像化することで事故防止の意識向上を推進する。

特に、少年大会において、少年大会特別規程の文言と実際の試合の審判の判定との乖離を映像化し、審判委員会と連携を図りながら、少年大会特別規程の適正な運用を推進することで少年期の事故を未然に防ぐ。

(7) 安全指導資料・冊子の増刷と配布

「柔道の安全指導」第6版（約2,000部）「楽しく安全に柔道しようよ」（約1,000部）を増刷して配布することで、現場での活用度をさらに高める。

(8) 重大事故調査

重大事故が発生した際に必要な現地調査を行うことで、早期に事故原因、対策等を把握して、再発防止に役立てる。

12. 女子柔道振興委員会

(1) 会議等の開催

①全体会議 オンライン 4回(6月、9月、12月、3月)

②委員長・副委員長・主査会議 オンライン 4回(9月、10月、11月、1月)

(2) 女子柔道意見交換会(オンライン年1回)

女子柔道に関する活動に取り組んでいる都道府県の女性代表者が参加し、意見交換の場、情報の共有やネットワークづくりの場として活用し、活動の活性化を図ることを目的にオンラインで開催する。女性リーダーの養成につながるロールモデルを示す機会を作り、各地での女性役員登用に向けた契機となることを目指す。また、本事業で集約した活動状況や情報を評議員会、理事会、加盟団体会長会議の場で報告し、女性の声を各都道府県組織の役員に届けることで、女性役員の登用や女子柔道に関する委員会設置を促し、広く女性の活躍を推進していく。また、地区単位での類似事業の開催を検討する。

(3) 女子柔道キャリアアップセミナー(オンライン年1回)

大学柔道部に在籍する女子選手が、卒業後も継続して柔道への関りを持ち、活動していくためのセミナーをオンラインで開催する。

具体的には、指導者や審判員として活動するのに必要な「指導者資格」「審判員資格」の取得方法や更新方法について説明し、在学中の資格取得を促すと共に、現在活躍している女性指導者、女性審判員から講話を聴くことで、将来的な柔道への関り方について、より明確なイメージづくりにつなげることを目的とする。また、女子大学生の他にも高校生を対象とした事業も検討する。

(4) COMEBACK 女子柔道プロジェクト

様々な理由で柔道から離れた女子柔道経験者や未経験者を対象としたイベント(柔道関連セミナー、健康づくりのための柔道エクササイズ等)を実施し、女子柔道の活性化、女性登録数の増加(元柔道選手の再登録)、家族、親族、関係者の新規柔道愛好者の開拓につなげることを目的とする。10地区・各都道府県単位で10団体程度の募集(公募制)とし、優良事業には本委員会から助成金を出して支援する。

※助成金対象の経費

運営スタッフの交通費、会場の借料費、印刷製本費、その他事業に直接関わりがあると認めるものとし、助成金は10万円を上限とし、内容によっては金額の増減を設定する。

(5) JJ Voice コラム及びホームページを利用した女子柔道に関する情報発信

公式ウェブサイト内の女子柔道に関するページに、柔道指導者、海外選手等による女子柔道に関わるコラム、各都道府県の活動状況を掲載することで、女子柔道に関する普及・振興につなげる。

(6) 新規取り組み事項

①女子柔道選手の健康問題に対する取り組み

女子柔道選手がかかえる健康問題に対して医科学委員会等と連携して取り組み、各種事業において、女子柔道選手、指導者(男性指導者も含む)、保護者等への情報提供をしていく。

②柔道における女性の活躍推進プランの取り組み推進、見直しの検討

2020年8月に制定した柔道における女性の活躍推進プランに基づく各種取り組みを各都道府県とも協力し、本プランが全国的に広がりを見せ、女子柔道の振興に寄与するように推進する。また、制定から一定の年数が経過しているので見直しを行う。

③女子柔道関連のハラスメント問題に対する取り組み

女子柔道に関連した各種ハラスメントの実態を調査・把握し、根絶に係る対策を検討する。

④各地での大会等における託児サービスに対する取り組み

都道府県規模で託児サービスを導入している事例を収集し、そのノウハウを他の都道府県へ情報提供することで、託児サービス導入の推進につなげる。

⑤転び方関連に対する取り組み

他の専門委員会の取り組みに係る情報周知等で連携・協力することについて検討する。

13. 指導者養成委員会

(1) 会議等の開催

- ①全体会議 オンライン4回、対面1回（4月、6月、12月、1月、3月）
- ②委員長・副委員長会議 オンライン4回 対面1回（4月、6月、12月、1月、3月）
- ③カリキュラム部会 オンライン6回（4月、5月、6月、7月、11月、2月）
- ④更新講習会用オンデマンド資料作成会議 オンライン2回（6月、10月）
- ⑤障がい者柔道との連携 オンライン5回（5月、7月、9月、11月、1月）

(2) B指導員養成講習会（実施およびモニタリング）

各都道府県におけるB指導員養成講習会の開催・運営を、講師の養成、講師バンクからの講師派遣、教材の提供、運営費の補助、モニタリング等を通じて支援する。

42 都道府県および7 都道府県のモニタリングを予定している。

(3) C指導員養成講習会（実施およびモニタリング）

各都道府県におけるC指導員養成講習会の開催・運営を、講師の養成、講師バンクからの講師派遣、教材の提供、運営費の補助、モニタリング等を通じて支援する。

45 都道府県および7 都道府県のモニタリングを予定している。

また、強化指定選手も指導者資格取得を促進していく。

(4) 全国指導者研修会（北海道、東北、東京、近畿、中国、九州）

全国6か所（委員2名、事務局1名）

都道府県から各3名（講師2名、事務担当1名）を集めて研修会を行い、都道府県の講習会講師を養成および2025年度から施行される新カリキュラムの活用方法を伝達する。

(5) 公認指導者資格の取得推進のための広報活動

公認指導者資格の取得を推進するため、各種事業（セミナー、大会等）で広報活動を実施する。

(6) J S P O公認スポーツ指導者資格制度との連携

J S P Oが開催する資格関連諸会議に代表委員や事務局員を派遣し、連絡調整を行う。J S P Oグッドコーチ養成のための新しい講習のあり方を学ぶため、J S P Oコーチデベロッパー受講者以外の委員による研修会視察や、J S P Oが開催または推奨するグッドコーチ養成に関連する研修会や講習会へ委員を派遣する。

J S P Oコーチデベロッパー受講希望者は受講費を負担する。

(7) 指導者養成カリキュラム改善に関する事業

部会メンバー内タスクフォースによる以下の案件に対する原案を作成する。

- ・カリキュラムの内容・時間数、学習形態（集合講習時間数の妥当性、オンラインシステム導入の是非）に関する原案作成
- ・I J Fとの資格検討ミーティング（東京開催を視察）
- ・I J Fアカデミーの指導者資格行っている地域に委員を2名派遣し、調査や責任者とミーティングを行う。
- ・スポーツ指導者資格認定団体（J S P O、I J Fアカデミー）との連携内容に関する原案作成
- ・講道館との連携
- ・フランス柔道指導者研修会の視察（時期未定）

天理大学にて開催される同研修会を視察し、グローバルな視点での指導者養成担当者との意見交換および海外指導者との交流を図る（2名派遣）

(8) 中央指導者資格審査委員会

会議を年3回開催（5月、9月、3月）する。

A指導員資格の審査および認定は本連盟中央審査委員会が決定する。また都道府県で審査されたBおよびC指導員資格の最終認定を行う。また、指導者資格の様々な問題、課題に対応する。指導者資格講習会の最終責任を担う。

(9) 大学生対象のC指導員養成講習会

現役大学生に対し、卒業時まで最低C指導員資格を取得させるために支援を行う。学生は大会等に追われて指導者資格についての意義、関心そして受講する時間がないのが現状である。将来的に質の高い指導者を育成するためにも大学在学中に最低でもC指導員取得を行わせる。最終的には卒業時にB指導員資格を取得させることを目指す。受講料は無料とする。

(10) 日本武道館との共催事業

- ①日本武道館との共催で、全国のリーダー的中学校保健体育科教諭とともに授業における柔道指導法の研究を行い、その研究成果を実際の授業に活かせる取組みを行う。
- ②各都道府県の中核となる中学校保健体育科教諭（保健体育科担当教諭）および柔道を専門としない保健体育教諭養成の強化を目的として全国指導者研修会を開催する。

(11) A指導員養成講習会の開催

指導者を養成するために必要とされる程度の高度な指導力を有したA指導員の養成講習会を、全国2か所にて開催する。

ハイブリッド型講習会（対面式、オンデマンド式）、対面型講習会を実施する。

(12) 令和の日本型学校体育構築支援事業（スポーツ庁委託事業）

スポーツ庁委託事業の「令和の日本型学校体育構築支援事業」として、以下の取り組みを行う。

- ①スポーツ庁委託事業に関する会議
- ②全柔連講師と授業協力者との協同による中学校授業支援
- ③教員と授業協力者・外部部活動指導者が共に柔道指導力向上を目指すための支援事業(継続)
- ④ヨーロッパ（オランダ）における柔道指導方法の調査分析と資料入手(継続)
- ⑤2021年度「安全で楽しい柔道授業ガイド（DVD付）」の各都道府県及び区町村教育委員会(政令指定都市)への無料配布、「活用可能性アンケート」の実施、部分改訂
- ⑥各都道府県、講師の育成

14. 革新的パスウェイ特別委員会

(1) 会議等の開催

①全体会議 オンライン6回、対面6回（月1回実施）

革新的パスウェイは、「スポーツの成功における偶発的要素の最小化」という考え方に基づいて、組織的かつ計画的にアスリートを発掘し、育成するシステムをいうが、本委員会では、長期育成指針に提示された問題点を踏まえ、柔道における革新的パスウェイのシステムに必要な機能、パフォーマンス、制約条件などを明確に定義する。「柔道の成功における偶発的要素の最小化」に基づいた青少年の発掘・育成システムの構築の提案は非常に挑戦的であるため、他国のシステムに詳しい委員と批判的思考で意見を交わす機会を増やし、異なる物事同士の関連性をうまく見つけ出すことや、新しい組み合わせを創り出していくことを目指す。

(2) システム構築のための調査と分析

柔道における革新的パスウェイのシステム構築に必要な根拠、「柔道の成功における偶発的要素の最小化」を支える科学的根拠はまだ十分ではないため、現状のシステムの問題の抽出、原因の探求、解決策の提案に必要な情報を調査し、収集する。蓄積した情報から分析を実施し、全体会議で結果を共有する。

15. 全国少年柔道協議会（少柔協）中央委員会

（１）会議等の開催

- ①全体会議 オンライン ２回
- ②小学生への適切な指導法の提言ワーキング・グループ 対面 ２回
- ③未経験者（幼年児）への働きかけワーキング・グループ オンライン ３回
- ④白石基金 運営・選考委員会 オンライン １回

（２）少年少女柔道普及振興基金（白石基金）表彰（少柔協負担分）

故白石禮介氏寄贈 1,000 万円を原資として、日頃、少年少女の柔道普及・振興に寄与している道場やスポーツ少年団を表彰し、振興を図る（平成 28 年度より開始）。

2025 年度は、第 1 期として 24 都道府県柔道連盟（協会）からの推薦を受けて表彰する。

本年度 24 都道府県・来年度 23 都道府県（２年間で 47 都道府県）に推薦依頼・調査を行い、実施から 10 年として本表彰を終了する。

（基金の残額により奨励金は例年の各団体 10 万円から減額する可能性あり）

（３）小学生への適切な指導法の提言

小学生の大会や練習の実態を精査して課題を焦点化して、小学生段階でのあるべき適切な指導の在り方を明らかにする。適切な指導指針に基づく啓発活動を展開する。

審判委員会、重大事故総合対策委員会、教育普及 M I N D 委員会等との連携を図りながら事業を展開する。

（４）未経験者（幼年児）への働きかけ

未就学児、小学生を中心とする未経験者への「転び方教室」等の啓発事業を企画、実施して柔道の楽しさと有用性を伝え、柔道理解、振興を図る。

「転び方指導者研修会」を企画実施し、転び方指導ができる指導者の普及を促進させる。

特に女性指導者の活躍の場を確保し、女性指導者の増加を目指す。

事業の都道府県単位での展開を推進する。

（５）小学校（授業）への働きかけ

小学校での総合的な学習の時間の「日本の伝統文化」探究活動、体育の「体づくり運動」の授業を活用して①受身体験、②自他尊重精神、力の有効活用の重要性の学習を企画、実施して柔道の有用性を伝え、柔道理解、振興を図る。同事業の都道府県単位での展開を推進する。特に女性指導者の活躍の場を確保し、女性指導者の増加を目指す。事業の都道府県単位での展開を推進する。

16. 組織基盤強化支援事業

(1) 長期育成指針の普及および指導者養成システムの改革

長期育成指針の普及と指導者養成システムの改革を通じて、柔道指導の質を向上させ、登録人口の増加を図る。指導者養成システムの改革によって、全国どこでも質の高い指導を受けられる環境を構築し、将来の実践者を安定的かつ持続的に育成・強化できる基盤を整備する。「長期育成指針」を柔道指導のスタンダードとして定着させ、柔道を通じた人間形成に寄与する。

①長期育成指針の普及

全国的な普及活動の展開： 指針推進委員と連携し、各都道府県での講習会の実施や、全国ネットワークシステムを活用した情報共有を推進する。また、定期的な調査により指針の理解度・実践率を把握する。

普及ツールの充実と活用促進： 指導現場での実践を支援するツール（動画、パンフレット、他）を必要に応じて改訂し、講習会や全国ネットワークシステムを通じて積極的な利用を促す。

②指導者養成システムの改革

B指導員資格認定校制度の本格運用： B指導員資格の認定校を全国的に展開し、認定校での講習会開催を推進する。また、B指導員資格取得者の活動状況を調査し、指導現場での活躍を支援する。指導者養成コンテンツの充実： A指導員資格取得のためのテキストを作成・公開する。また、S指導員資格の設置に向けた制度設計を行うとともに、障がい者指導に関するエビデンスを集約し、指導者養成カリキュラムに反映させる。

指導者養成講習会の質の向上： 指導者養成講習会の受講者における講習内容の理解度を向上させるためのプログラムを開発し、理解度 50%以上を達成する。

(2) 障がい者柔道の取り組み

①障がい者柔道普及事業へのスポンサー獲得

障がい者柔道の恒久的な普及事業実施のため、企業等と交渉しスポンサー獲得を目指す。

②デフリンピック、アジア・アジアパラ競技大会

2025 年 11 月に東京で開催されるデフリンピック柔道競技に出場する選手の映像を作成し、本連盟公式 YouTube チャンネル等で公開する。

デフリンピックならびに 2026 年に愛知県名古屋市で開催されるアジア・アジアパラ競技大会においては、各組織委員会とも密に連携をとり観客満足度が向上するような施策の取り組みについて協議していく。場内音声解説（グランドスラム東京国際柔道大会での導入実績あり）や柔道ルールの解説チラシ配布などがあるがこれに限らず幅広い内容で各組織委員会と検討を行っていく。

③障がい者柔道連携協議会を通じた普及事業を行っていく。具体的には、グランドスラム東京で行ったブースなどの従来の活動に加えて、地方における視覚障害柔道、ろう者柔道、知的障がい者柔道の紹介・体験会を地方で 2 回ほど開催する。また、大会プログラムや機関紙に掲載をする広報用ページを作成し、継続的な露出を行っていく。

(3) 道場マッチングシステム

掲載道場数の増加を図り、各道場ページの情報量と質を向上させる。アナリティクスデータを活用し、SEO (Search Engine Optimization, 検索エンジン最適化) や流入データを分析することで、ユーザーの利便性をさらに高める仕組みをベンダーと協力して構築する。

サービス告知では、NF 広報誌や公式 SNS を活用した情報発信を拡大するとともに、NF や加盟団体主催のイベントでも積極的に告知を行い、サービスの浸透を図る。また、サービスの安定化に向けてシステム監視体制を整備し、安定した稼働を確保する。ベンダーとの連携を深め、新技術の

導入と機能向上を推進する。

17. 事務局普及促進事業

(1) 道場わっしょい

2025 年度は、愛媛、青森、福岡の 3 か所で実施予定。

道場の活性化を目的に、道場単位で参加するイベントを開催する。「強くない子も活躍できる」をコンセプトに柔道の試合以外の競争を取り入れる。道場のコミュニティとしての魅力を発信することにより、少年柔道の普及・発展に寄与する。

(2) 寝技大会

試合における寝技の効果に着目し、ハイパフォーマンス層に寝技で競う機会を提供する。また、これまで柔道経験のない人や、初心者に柔道に取り組んで貰おうという間口の拡大を行うとともに、柔道経験のある人にできるだけ長く柔道を続けて貰う、柔道から離れてしまった人に戻ってきて貰おうという奥行の拡張を行う。

(3) メダリスト中学校武道(柔道)授業支援事業

全国各地の中学校計 40 校において、9 月～翌年 3 月にメダリストを派遣して各 1 回授業を実施する。柔道を専門科目としている指導者のいない公立中学校の保健体育科武道(柔道)授業にメダリストを派遣し、メダリストによる指導方法を担当教員に習得してもらうことで、その後の授業の質的向上を支援する。また、その教員の授業を受けた生徒の意欲関心を高め、柔道を安全かつ身近なスポーツだと感じてもらえることを目的とする。また、普段触れ合うことのできないメダリストの実技指導を経験することで柔道の知識や技能を向上させ、柔道への理解を深めることにより、柔道に対する負のイメージを払拭し、柔道の普及発展に努める。

(4) もう一度柔道プログラム

柔道から一度離れた、中年層をターゲットに、安全かつ安心に柔道に復帰するプログラムを開発し、定期的に集まれる場を提供する。

(5) 7 割柔道クラブ

自らの体力や技量に応じて柔道を楽しむ場を設け、柔道を行うことのハードルを下げる。また、もう一度柔道プログラムにより競技に復帰した人が、健康増進のために楽しく柔道を行える場も提供する。さらに参加者の子弟などの年少者が安全安心に参加できる仕組みも用意する。

(6) 柔道学童保育

柔道の教育的価値を重視し、児童に知育・徳育・体育の機会と安全な環境を提供することで、柔道を通じて心身ともに成長できる場を創出する。地域貢献ならびに子どもたちに安全な転び方や楽しく安心・安全な健全育成を行う。

(7) 法務省矯正局との連携事業(矯正施設の活用)

矯正局の施設を活用し、地域の子供たちに柔道を指導する。

刑務官の柔道指導者資格取得を推奨し少年柔道指導による地域貢献につなげる。

少年院施設で慰問活動とし、メダリストによる講話ならびに安全な転び方の指導を行い、柔道の興味・関心を高め普及につなげる。

(8) 公認転倒外傷予防指導員資格制度の確立

柔道の受身を習得しつつ、加えて柔道の動きを利用した転びにくい体作りのメニューを指導できる人材を育成するため、「公認転倒外傷予防指導員」を養成する。

当該資格養成講習のカリキュラムと教材を整備し、年 2 回の講習を実施する。

(9) 渋谷区防災キャラバンイベントの出席

渋谷区が運営している防災訓練イベントに「転び方体験」ブースを出展し、柔道未経験者を対象に

安全な転び方のレクチャーを行い柔道普及につなげる。

(10) シニア転倒予防・健康体操

スポーツ施設等の柔道場を活用し、柔道の動きを活用した、転びにくい身体づくりを目指し、シニア層の転倒予防教室を実施する。

(11) SAGA スポーツミラミッド

現在、佐賀県が取り組んでいる「SAGA スポーツミラミッド（※通称「SSP」）」事業に柔道競技も新たに追加し、トップアスリートの育成とともに、スポーツの「する」「育てる」「観る」「支える」「稼ぐ」のいずれかに何かしらの形で関わられるようなモデルケースをつくり、スポーツ文化の裾野を広げる。

(12) 中学・高校大会時（サニックス旗・金鷲旗）における柔道普及

サニックス旗、金鷲旗において、1・2 回戦で敗退してしまった中・高生を対象に、オリンピックメダリストによる柔道教室・合同練習会を実施する。近年柔道人口減少も原因の一つであるが、両大会の大会参加団体が激減している。原因は強豪校には勝てないということからである。実力が低い中学校でも試合ができ、かつメダリストからの技術指導を組み込むことで、大会参加団体の増加を期待するとともに、柔道普及へつなげる。

(13) 柔道普及コンテンツの実施

スポーツ施設等にある柔道場を活用し、幅広い年齢層のニーズにあった事業を行う。

※現在普及事業のコンテンツとして確立されている、「小・中・高生向けの柔道教室」、「ACP」、「七割柔道クラブ」、「子ども（未就学児・小学生）向け・シニア向け転び方教室」、「コグニサイズ」等を実施

(14) 柔道コグニサイズ

国立長寿医療研究センターが指定する、コグニサイズ促進協力施設に登録するとともに、柔道場で実施するコグニサイズのプログラムを開発する。

国立長寿医療研究センター主催のコグニサイズ指導者研修に参加し、NCGG-FAT の使用権限者を増やし、シニア転倒予防教室の参加者へ、MCI の簡易検査を実施できる人材を養成する。

(15) 子どもの転び方ワーキンググループ

①会議を開催し、(全体会議 6 回)少柔協中央委員会、教育普及MIND委員会（教育普及部会）より委員を選出する。

②2023 年度に作成した年少者を対象とした転び方指導法「受け身のススメ」の普及を行う。

③全国各地の多様な活動や知見の分析を行う。

(16) 未就学児向け「転び方教室」の普及

①国民スポーツ大会前年の啓発事業の一環として都道府県柔道連盟と連携して実施し、普及振興を図る。

②標準的な転び方指導マニュアルに基づく「転び方教室」を実施するための指導者育成講習会を全国各地（3 か所）で実施する。

③標準的な転び方指導マニュアルの周知を図り、各県の「転び方教室」実施を支援する。

(17) 小学校授業での「転び方指導」の普及

①都道府県・地区教育委員会、都道府県柔道連盟と連携して、小学校体育授業体づくり単元での転倒事故防止を目的とした転び方教室の実施を推進する。

②次期学習指導要領の改訂に向けて、体育授業体づくり単元における転び方指導計画を作成する。

③都道府県柔道連盟、教育委員会単位で、柔道を専門としない小学校教員向け指導法研修会（3 か所）

を実施する。

(18) シニア健康指導の普及

- ①2024 年度に作成した「シニア版受け身のススメ」を基に、転倒予防士学会、国立長寿医療研究センター等の知見を生かし、指導法の普及を行う。
- ②シニア層を対象とした健康寿命延伸を目的とした健康教室を開催する（全国3カ所）。
- ③全国各地の活動団体が独自に実施しているシニア層への転び方指導や健康指導の実態調査に基づき、多様な指導法を精査する。
- ④欧米における先進的な高齢者への健康指導や医科学分野の専門的な知見を基に、標準的なシニア層への健康指導法を確立する。

(19) 中学校部活動地域展開への対応

- ①2024 年度に創設した中学校柔道振興協議会を機能させ、中学校における活動の維持を図る。
- ②全国中学校大会開催時に全国協議会を開催し、課題解決を図る。
- ③全国9ブロック代表者会を開催し、ブロック内各県への指導を強化する。
- ④全国9ブロック単位での協議会を開催し、課題解決を図る。
- ⑤スポーツ庁、(公財) 日本中体連、都道府県教育委員会等と連携し、対応策を検討する。

(20) 地域クラブ活動の整備

- ①部活動の地域展開に関して、既存の地域クラブの実態調査を行い、課題を明らかにする。
- ②スポーツ庁の総合型地域クラブ構想に基づき、既存の地域クラブの効果的な中学生受け入れ体制の在り方や具体的な支援策を検討する。

(21) 発達障害への対応

NPO法人 judo3.0 と連携し、発達障害に配慮した柔道環境の構築を目指す。

当面は実態調査を実施し、関係者を把握して連携を図る。その上で指導者向けの研修を企画し、情報を発信できる体制を構築する。

(22) 柔道版ACP（アクティブ・チャイルド・プログラム）「JSPO-ACP@柔道場」の普及

- ①長期育成指針に基づく発育発達段階に応じた指導の充実を図るため、エバンジェリスト委員を中心に、「JSPO-ACP@柔道場」を開発する。
- ②全国指導者研修会を開催し、ACP指導法の普及を図る（年1回）。
- ③ブロック単位での指導者研修会を開催し、ACP指導法の普及を図る（全国3カ所）。

(23) ライブ配信動画コンテンツ制作事業

以下の大会において、公式YouTubeチャンネルで試合映像のライブ配信を行う。

- ・全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ・皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ・全日本柔道選手権大会
- ・全国中学校柔道大会
- ・マルちゃん杯全日本少年柔道大会
- ・講道館杯全日本柔道体重別選手権大会
- ・全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ・全国高等学校柔道選手権大会
- ・全日本シニア柔道体重別選手権大会

以上